

(各関係団体) 御中

香川県知事 浜田 恵造

「感染警戒期」への移行について

本県においては、新規感染者が 3 月 27 日に 7 人、28 日は 6 人、29 日は 13 人と急増しており、29 日までの直近 1 週間当たりの新規感染者数は 32 人となりました。

また、3 月 21 日に国の緊急事態宣言は解除されたものの、首都圏のみならず、全国的に感染が再拡大している地域も見られるところです。

さらに、本県では、変異株による感染が、今週のスクリーニング検査で 13 件確認されており、今後の感染拡大の恐れが懸念される状況です。

そこで、香川県対処方針に基づき、本県の感染状況等を総合的に判断し、今後の感染の再拡大を防ぐため、3 月 31 日（水）から対策期を「感染警戒期」に移行することとしました。

「感染警戒期」においては、これまでの「準感染警戒期」における対策の徹底を基本として、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を行うこととしています。特に、会食の機会や県内外での人の移動が多い年度末、年度初めに当たり、歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事に注意し、感染防止対策を徹底いただくことや、進学・就職・転勤などで移動する方へは、対面でのあいさつ回りは、必要最小限にさせていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「感染警戒期における対策（3 月 31 日以降）について」（資料 1）及び「年度末・年度初めを迎えてのお願い」（資料 2）の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いいたします。